

不燃・大型ごみ を出す日

- ◇資源ごみ
6日(第1火曜日)
- ◇小型プラスチックごみ
13日(第2火曜日)
- ◇燃えないごみ
20日(第3火曜日)
- ◇燃える大型ごみ
27日(第4火曜日)

☆ごみの分別で分からないことがある場合は、環境衛生課までお問い合わせください。

御坊広域清掃センター 「直接持込」

- ◇平日
8:30~16:20
・当日「許可証」発行
・許可証発行受付は16:00まで
- ◇休日【2月25日(日)】
8:30~11:30
・1週間前から「許可証」発行
※許可証は市役所で発行します。

家電リサイクルについて

～不法投棄は
絶対にしないでください～
テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン(室外機を含む)は、家電リサイクル法により、市では収集できません。
小売業者(家電販売業者)に引き取ってもらうか、指定取引場所まで持ち込みをしてください。
※有料です。

環境衛生課

☎0738-23-5506

商店街の空き店舗を 利用してみませんか

平成29年4月より商店街地域および寺内町周辺にある空き店舗を利用して開業された方を対象とした商店街空き店舗対策事業補助制度がより利用しやすくなりました。

対象 市内の商店街地域および寺内町周辺の空き店舗を利用して行う小売業、飲食業、サービス業などとなります。

条件 1年以上営業することが見込まれるとともに、おおむね週の半数以上昼間の営業を主とすることなど、いくつかの条件があります。

補助金額 制度には空き店舗活用補助と空き店舗改修費補助があり、最大で合計110万円の補助を受けられます。

・空き店舗活用補助として月

額賃借料の2分の1(上限5万円)を1年間または購入額の2分の1(上限60万円)を補助しますが、支払いは1年間経過後となります。

・空き店舗改修費補助として開店に向けた改修費用の2分の1(上限50万円)を補助しますが、支払いは改修完了後となります。

※この制度を受けるには、売買または賃貸借契約前の申請手続きや御坊市商店街空き店舗審査委員会が交付した意見書が必要などいくつかの条件がありますので、詳しくは商工振興課又は御坊商工会議所までお問い合わせください。

問 商工振興課
☎0738・23・5531
御坊商工会議所
☎0738・22・1008

救急車適正利用のお願い

救急車を呼ばれる患者の約半数は軽傷で、緊急性の低い不適正な利用が多数を占めています。本場に緊急を要する方のために、救急車の適正利用をお願いします。

ご自身で病院に行くことができる場合は、電話救急案内(24時間体制)をご利用ください。

電話救急案内(24時間体制)
☎073・426・1199
※歯科の診療時間外案内は行っていないです。

問 市消防署救命救助班
☎0738・22・0800

防災行政無線の放送を聞き逃したときは
専用電話「0738・22・9990」をご利用ください。
放送内容を電話で確認できます。

運転免許証を自主返納された方・ これから返納予定の方へ

運転免許証を返納しても、マイナンバーカードを取得していれば、顔写真付きの証明書として本人確認時に使用できます。

マイナンバーカードの取得は初回は無料で、申請されてからカードをお受け取りになるまで約1か月かかります。郵便やスマートフォン、パソコンからの申請のほか、市役所市民課に用意してあるタブレットでも写真撮影・申請が可能です(申請は任意になります)。



◇問い合わせ 市民課 ☎0738-23-5500